

神戸市消防用設備等技術基準等の 一部改正（案）概要

1 改正の目的

神戸市火災予防条例第 49 条第 2 項で規定する、2 方向避難経路確保に関する免除の要件について、他法令との整合をはかるとともに、免除に係る手続きやその後の維持管理等について行政指導指針を定めることを目的とします。

※ 2 方向避難経路とは、火災の際居室から出入口等を経由して避難することができる主たる経路のほかバルコニー等を経由して避難することができる経路を言います。

2 改正内容

ア 神戸市消防用設備等技術基準の改正

神戸市火災予防条例第 49 条第 2 項第 2 号に基づき、2 階建て共同住宅等については、自動火災報知設備を設置することにより、2 方向避難経路の確保が免除できると規定されており、さらに神戸市消防用設備等技術基準において、住戸用自動火災報知設備を設置することによっても同様の扱いができることとしていました。

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成 17 年総務省令第 40 号)が制定され、住戸用自動火災報知設備に関しては、主要構造部が耐火構造で、住戸ごとに耐火構造の壁又は床で区画されている等、一定の要件をみたした共同住宅に設置する場合に限り、自動火災報知設備に代えて用いることができるものとして、法的位置づけが明確化されました。

この度、条例、省令及び神戸市消防用設備等技術基準 3 者の整合をはかるため、住戸用自動火災報知設備に関しては、一定の要件をみたした共同住宅等に設置する場合に限り、2 方向避難経路の確保を免除できることとします。

イ 行政指導指針

① 2 方向避難経路免除のため自動火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備（以下「自動火災報知設備等」という。）又はスプリンクラー設備を設置する際、消防検査時に当該設備に不備があった場合、建築主及び施工者の改修負担が大きいことから、消防法第 17 条の 14 の規定の例により工事整備対象設備等着工届出書を事前に届け出るよう行政指導させていただきます。

② 維持管理について

2 方向避難経路免除のため設置される、自動火災報知設備等又はスプリンクラー設備については、非常時に確実に作動する必要があることから、消防法に基づき設置される消防用設備等と同様の点検及び報告を実施するよう行政指導させていただきます。

3 施行期日

① 平成 25 年 4 月 1 日の予定です。

② 上記 2、ア「神戸市消防用設備等技術基準の改正」は、既存又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の建物について適用はありません。